

金銭・投資信託受益権等の預託、記帳および振替に関する契約のご説明書

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みいただきご理解いただきますようお願いいたします。

当行では、お客さまから投資信託の売買等に必要な金銭及び投資信託受益権等をお預かりし、法令に従って当行固有の資産(銀行勘定)と分別して保管させていただきます。また券面が発行されない投資信託受益権等については、法令に従って当行固有の資産と分別し、記帳および振替を行います。

● 手数料など諸費用について

当行の口座で投資信託受益権等をお預かりする場合には、口座管理手数料は必要ございません。

● この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません。

この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

<金銭・投資信託受益権等の預託、記帳および振替等に関する契約の概要>

当行では、お客さまから投資信託受益権等の売買等に必要な金銭および投資信託受益権等をお預かりし、法令に従って当行固有の資産と分別して保管させていただきます。また、受益証券が発行されない投資信託について、法令にしたがって当行固有の資産と分別して記帳および振替を行います。尚、投資信託口座開設以降に累積投資商品をご購入いただく場合には、併せて累積投資口座を開設いたします。

※ 累積投資とは

ご購入者に代わって当行が、分配金を受領のうえ、当該ご購入者の口座に繰入れ、その全額をもって決算日の価額で買付する取引です。

<ご契約の終了事由>

当行の投資信託受益権振替決済口座管理規定に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、この契約は解約されます。

- ・お客さまから解約の通知があった場合
- ・お客さまが投資信託受益権振替決済口座管理規定に違反したとき(前記各規定は5枚目裏面および6枚目に記載しています)

<当行の概要>

商 号	株式会社北陸銀行(登録金融機関) 北陸財務局長(登金)第3号
本 店 所 在 地	〒930-8637 富山市堤町通り1丁目2番26号
資 本 金	1,404億円(2023年9月30日現在)
設 立 年 月 日	昭和18年7月31日(創業明治10年)
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
連 絡 先	お取引のある本支店またはリテール推進部責任者電話番号 076-423-7111(代表) までご連絡ください。(受付時間:銀行窓口営業日の午前9時から午後5時まで)

当行に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当行に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所:〒930-8637 富山市堤町通り1丁目2番26号

担当部署:株式会社北陸銀行 コンプライアンス統括部お客さま相談室

電話番号:076-423-7111(代表) 0120-794-322(フリーダイヤル)

受付時間:銀行窓口営業日の午前9時から午後5時まで

認定投資者保護団体 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません

主 な 事 業 銀行業務、登録金融機関業務

登録金融機関業務の内容及び方法の概要

- ・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売、短期有価証券の売買等
- ・私募の取扱い業務、金融商品仲介業務
- ・店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理

これらの業務にあたっては、お客さまの知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に応じて、適切な販売・勧誘を行っております。

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客さまと金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、一般社団法人全国銀行協会または金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）」を利用することができます。

- 全国銀行協会 全国銀行協会相談室

住 所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1（全国銀行協会内）

電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日および銀行の休業日を除く）

- 証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当行の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）